

第二十八回国 参議院農林水産委員会會議録第十四号

昭和三十三年三月七日(金曜日)午後一時三十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 重政 庸徳君
理事 柴田 榮君
藤野 繁雄君
鈴木 一君

委員

秋山俊一郎君
佐藤清一郎君
関根 久藏君
田中 啓一君
田中 茂穂君
堀本 宜實君
東 隆君
江田 三郎君
大河原 次君
河合 義一君
北村 暢君
千田 正君
北條 雋八君

政府委員

農林政務次官 瀬戸山三男君
農林省農林経済局長 安田善一郎君

事務局側

常任委員 安業城敏男君
会専門員

本日の會議に付した案件
○開拓融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○開拓者資金融通法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(重政庸徳君) ただいまから農林水産委員会を開きます。

開拓融資保証法の一部を改正する法律案(閣法第六号)及び開拓者資金融通法の一部を改正する法律案(閣法第六五号)、(いずれも内閣提出、衆議院送付)を、一括して議題にいたします。これらの法律案は、昨日衆議院本會議において全会一致をもって可決され、当院に送付、即日当委員会に付託されました。これらの法律案については、去る二月二十七日の委員会において提案理由の説明を聞いたのであります。本日、は、まず、これらの法律案の内容その他参考事項について、補足説明を求めます。

○政府委員(安田善一郎君) 議題にいたしました開拓二改正法律案につきましては、先般、その提案理由を本名政務次官から申し上げましたが、簡明に、お許しを得まして補足説明を申し上げます。

まず第一に、開拓融資保証法の一部を改正する法律案の方でございますが、昭和二十八年に開拓融資保証法が制定された後、中央及び各都道府県に開拓融資保証協会が設立せられて、これによりまして、開拓農家の、金融機関に対しまして、特に農協資金でございますが、その債務を保証することといたしました。保証は中央協会が全額再保証をすることになっておるのでございます。そういうことで、この制度によりまして肥料、飼料等の短期資金及び中小家畜の中期資金

が円滑に融通されることをはかつて参ったのであります。このうち中期資金は、三十一年の秋より実施をすることになったのでございます。この制度に對しまして開拓農家の加入の増加、または管農の進展に伴いまして、資金の需要も増大いたしました。さらには本制度によりまして、昭和三十三年度は、中小家畜導入五カ年計画の第二年度に当ります。この促進をはかる必要がありましますために、今回、中央開拓融資保証協会の出資金等が三億八千六百六十二万円でございますが、開拓農家の要望に應じまして、その需要の進展に備えまして、融資保証ツクの増大をはかりましますために、一般会計より三十三年度は三千万円の増資をいたしたいというの、本案の事由でございます。この関係は、過般予算の説明でも概略申し上げた通りでございます。なお、中央融資保証協会は、政府からの三十三年度一般会計から三千万円増資をするほかに、三十三年六月末、六月末と申しますのは、同協会の年度末でございますが、それまでに準備金約一千四百万円ございますので、そのうちの一千万円を基金に繰り入れる計画でございます。すでにこのうち六百万円が本年一月末までに繰り入れられておるのでございます。すなわち中央保証協会の準備金からは、一千万円が基金に繰り入れられ、また繰り入れられる予定であるわけでございます。政府追加出資の三千万円の算出基礎を申し上げますと、これは前国

会で御審議御可決を願いました開拓營農振興臨時措置法の出発に當りまして、中小家畜の導入をはかることにいたしました五カ年計画を、私どもは御審議に供しましたのでございませうが、三十三年度は、その第二年度でございます。第二年度の三十三年度は導入計画といたしましては、豚を三万八千頭、綿羊を七千六百頭、鶏を十一万羽と予定いたしました。それに要します資金は約一億八千万円でございます。この所要資金に對しましては、農林中金の資金をもつて融通させていただきますが、これに要する基金は、かねて法律及びこれに基く省令に従つてきめてあります通り、融資額の六分の一を要しますもので、その六分の一は、すなわち一億八千万円の六分の一でございますので、三千万円となるわけでございます。これが政府追加出資の算定基礎でございます。なお、中小家畜導入五カ年計画によりまして導入総頭数は、豚十九万一千頭、綿羊三万七千頭、鶏五十五万羽でございます。その所要資金は九億円と見積られるのでありますが、これに要します基金は一億五千万円でございまして、これは三十四年度以降になお期待をしておるわけでございませう。三十三年度の協会の保証計画といましては、三十二年十一月末、中央協会の出資金が三億七千五百六十二万円でございます。これに、今年六月末までに準備金より基金に繰り入れ

まする一千万円、このうち本年一月までに六百万円繰り入れ済みでございますが、それと政府追加出資三千万円を加えますと、本年六月末におきましては、協会の出資金は四億一千五百六十二万円となりまして、その六倍の二十四億九千万円が、三十三年度の保証の限度であるわけでございます。その保証計画の内訳を簡単に申し上げますと、肥料で約十八億円、飼料が一億八千万円、中小家畜で三億六千万円、その他わら工品、農機具、農薬、種苗等の需要資金でございますが、この分をいたしまして九千万円を予定いたしました。計二十四億九千万円でございます。

以上が、開拓融資保証法の一部改正案の補足説明とさせていただきます。思っておりますのでございませう。

その次に、開拓者資金融通法の一部改正をする法律案の提案理由も、また過般、本名政務次官から御説明を申し上げますが、私から簡明に補足をさせていただきます。

政府は、去る二十六国会におきまして制定されました開拓營農振興臨時措置法等に基きまして、既入植者の營農振興に力を注ぐこととしていたしておりました。これに基きまして三十二年度から準備を進めておりました。開拓者諸君、その団体等、関係官庁等の御協力も得まして、着々と準備を進めておりますが、この臨時措置法に規定いたします營農の基礎が不安定な開拓者というものは、三十一年度までに約一千地区に

ついで、不振地区と申しますよりは範圍が広範な入植當時の營農類型になお到達することが、所定期間では必ずかしそうな、營農の基礎が固まらない開拓者を広く含んでおるのでございまして、現在の入植者約十五万のうちその約七割、十萬四千戸を予定しておるのでございまして、臨時措置法ができて、またそれに補足いたしまする自作農資金その他の各種の法律、また開墾建設工事の追加工事、開拓地の土地改良工事等の特別措置に依りまして、この營農基礎がまだ不安定な開拓者も、自分の營農改善計画と、開拓農家のある開拓地区の振興計画について非常な熱意を示して御尽力を願って、立ち上られつつあるのでございまして、御承知のとおりと思うのでございまして、私どもは、同法の御審議に当りまして、御説明申し上げまして御了承を得ましたように、おおよそ十萬四千戸の營農不安定の開拓者に対しては、今後なお四年間、すなわち昨年度からおむね五年間をもちまして、入植当初の従米の營農類型で應援いたしました目標よりは相当上回りまして、農業所得が年間約三十五万円、こういうところに振興目標を置きまして、そうして各種の施策を、財政等の関係もございまして、できる限りはかりたいと思っておるのであります。

目下の状況を申し上げますると、同法に基づきまして開拓營農振興組合が指定をされまして、その組合においては、振興計画の指導と承認が鋭意進められております。特に熱意の盛んな所を中心いたしまして、開拓関係の団体では全面的にこの計画を早く樹立するように指導されておるのが特徴

でございまして。結果は、昨年の十二月末におきましては約二割の計画ができまして、都道府県知事の承認を得て、本省に上つておるのでございまして。本年の三月末すなわち本年度末の見込みを申し上げまして、開拓者団体の期待をいたしておりますのは、その対象農家の約五割が計画を立てられまして、県知事の承認を得る見込みとなつておりますが、若干これよりは下回るかという感じもいたしております。いずれにしても、三十三年度は約五萬戸に達することを予定いたしまして、戸数としては十分だと考えておる次第でございまして、自余の振興組合となつたところにつきましては、すなわち十萬四千戸から五萬戸を引きました残りは、法律に従ひまして三十三年度中に計画を立てて施策をその次に移していただくようにいたしておるわけでございまして、そうしまして、これらの開拓者が振興計画達成に必要な大家畜並びに畜舎、サイロ等の農業用施設、農機具等を購入、設置するための資金がなお必要でございするが、入植当初には、現在ございする營農類型を、三十三年度からは改訂をしたいと思つておりますが、改訂前の現在の營農類型に従ひましては、規模も小さくて、類型に従ひする補助及び融資も少きに過ぎるといふ国会の御批判もございまして、現地の事情を私どもも研究をいたしまして、今回の振興組合、振興対象になる開拓者につきましては、十萬四千戸に對しまして、五カ年間に一戸平均約十一万円の政府資金を追加投資する計画でござい

ます。この五カ年間に一戸平均約十

万円の追加投資をすることが、この法案の、すなわち開拓者資金融通特別會計法の特別會計によりまする融資の、同融通法の改正法案の趣旨でござい

ます。

このほかに、農林漁業公庫からも約七億円の融資をいたしたいと思つておるのであります。三十三年度でござい

ます。こういうふうをいたしますと、うと、昭和三十三年度までに、開拓者資金融通特別會計から融資すべき総資金量は約百十四億となりますが、三十三年度は、このうち五萬戸に對して

を計上した次第でございまして、この関係は、過般、予算の説明で私から概略を申し上げた次第でございまして、その中身を申し上げますと、これによ

りまして乳牛は約一万二千頭、役畜を約二千頭、畜舎、サイロ、堆肥舎等を約六千棟、自動耕耘機を約三百台購入または設置を予定いたしておるのでござい

ます。一方、貸付金の償還条件でござい

ます。一方、貸付金の償還条件でござい

ます。一方、貸付金の償還条件でござい

ます。一方、貸付金の償還条件でござい

ます。一方、貸付金の償還条件でござい

ます。一方、貸付金の償還条件でござい

ます。一方、貸付金の償還条件でござい

ます。一方、貸付金の償還条件でござい

ます。一方、貸付金の償還条件でござい

ます。一方、貸付金の償還条件でござい

ます。一方、貸付金の償還条件でござい

ます。一方、貸付金の償還条件でござい

ます。一方、貸付金の償還条件でござい

ます。一方、貸付金の償還条件でござい

ます。一方、貸付金の償還条件でござい

ます。一方、貸付金の償還条件でござい

ます。一方、貸付金の償還条件でござい

ます。一方、貸付金の償還条件でござい

ます。一方、貸付金の償還条件でござい

ます。一方、貸付金の償還条件でござい

ます。一方、貸付金の償還条件でござい

ます。一方、貸付金の償還条件でござい

ます。一方、貸付金の償還条件でござい

ます。一方、貸付金の償還条件でござい

一割ぐらゐるようでございますが、この問題に對しましては、熊本、阿蘇等においても例がございますが、耕作農業あるいは家畜を入れた農業に割合に従事しないで、他へ貸かせに行つておるような、きつめて低調な開拓者もあるものであります。特別のそういう離農的な入植者は別といたしまして、開拓に今後いそいで、農業で立つていこうという方がほとんど全部でございます。生活資金等で非常に困つておる、また開拓の進捗も進んでおらない、こういう所を對しましては、まず第一に、開拓者資金特別會計につきましては、同法に基き、政府が必要の場合融資をしたのですから、償還はできる限りは必ず償還をしていただいて、また借りていただくというのが条件でございますけれども、必要な場合償還延期の措置をとることができるのでございまして、また過般、国の債権の管理等に關します法律が、三十二年度中に農地局、特に農地事務局を設けてその開拓者關係の政府資金の償還困難なものに對する償還延期、どうしても償還がでないときはこれを免除する、こういう措置に對しての管理事務は農地事務局に委任していただくことに大蔵省と話をきめまして、開拓者側、また開拓者の団体からその申請があるのに応じまして、これをよく調べて、その措置をとるよう準備を整えたところでございまして、また、開拓者に對します融資は、そのほとんど全部が開拓農協を通じて連帯債務の形で出ておりますが、一部その組合員である開拓者が行方不明等になりますという、債務を負うたまま連帯債務者であるところの他

の開拓農家及び開拓農協が、余分の債務を負うことになるわけでございまして、これに對しまして、政府資金に關しましては、同様の措置をとるよういたしましたのでございまして、またこの延期と、それに續く法に基きます免除ばかりでなしに、開拓地を開拓者に売り渡しまして、開拓は確立してないが、とにかく自作農であるという形になつておる対象開拓農家に對しましては、自作農資金のうち三十二年度約五億のワケをもちまして、三十三年度も同様約五億のワケをもちまして、個人債務で、他の方法ではなかなか処理がむずかしいものに対する長期低利の資金供給による借りかえを考へております。次に災害経営資金でございますが、先ほど申し上げました三十一年度末では三十八億余あると申しましたものでございまして、これは、昨年からは、私どもの役所でいえば経済局の金融課でやつております天災法に基き災害経営資金の利子補給と、損失補償並びにその期間延長を考へておりますが、今般は、これを経営改善という名前にすることにしたしまして、天災法の融資から開拓農協臨時措置法に基きます資金の方へ切りかえまして、その利子補給額も昨年から約三千六百万円であつたと思ひますが、三十三年度は一億二千万円に増加いたしましたので、より長期にする、簡単に申しますと、三年ないし五年の償還期限を十年の償還期限の方に切りかえる、そういうふうな措置をいたしております。これは予算の計上及びこの改正法案であります開拓農協臨時法の運用によります措置でございまして、農林漁業金融公庫資金十九億の負債に

對しましては、政府資金に準ずるものでございまして、開拓者資金特別會計におきます措置と同様に取扱ひをいたしたいと思つておるわけでございまして、しかし、いづれにしましても、負債を緩和するもの、開拓農協に必要な建設工事の追加補助、開拓の進捗を高める、開拓の高度化を進めるといふような形で、経営上からの余裕をもつて早く返していただくことの方がより重点でございまして、一方以上申しましたように、債務の条件緩和をいたしますとともに、開拓農協の方をばかつて、両々相待つて措置をしたと思つておるわけでございまして。

○千田正君 その両々相待つてやるということはまことにけっこうなんです、昨年は大體融資の面です、開拓資金融資の面は、特別會計などの、開拓者に今まで貸した分が返つてきた、償還してきた金に見合つてまた貸してやるという方法をとつておつたのです、三十三年度はどのくらいの手定をしておるのですか。

○政府委員(安田善一郎君) 三十三年度も償還金をもちまして、さらに再融資をする。原資としておりますものが九億八千万円でございますが、償還期限のきておりますものの七割を見込んでおるわけでございまして。

○千田正君 一方においては開拓の条件はある程度緩和していただきますから、必然的に償還の方も多少おくれることを見越さなければならぬのであつて、それで償還した七割というのだと、ますます何か貸付資金金額が減るような気がするのですが、返つてきたのにプラス・アルファで貸してやらないうと、なかなか伸びていかない

のじゃないか、そういうふうに考えるのですが、返つてくると予定されたものの七〇%ということじゃなく、返つてくると予定したものを一〇〇%くらい貸してやるという親心を持つていただかないという、伸びていかないのじゃないかと思つたのですが、その点はどうなんですか。

○政府委員(安田善一郎君) その点は、全国団体も作つております開拓者の農協連、及び開拓者連盟等ともよく打ち合せをし、また県庁の係官ともよく研究をいたしましたのですが、千田先生御指摘の分は、従来、返してはまた借り、借りてはまた返し、また借りるというふうになるぐる回つておつたのは、天災法の短期資金が第一でございまして、その他の措置の分も御指摘のようであつたと思ひますが、三十一年度の末までの償還計画、償還の実績を見ますと、年度のズレが少しありますが、翌年にかかつて償還したものがあつたが、昨年度償還期限に到達しておりますものは、今まで最低が九割でございまして、従いまして、開拓者の意向も加へ、実績に徴しまして、七割で、確實にそれを見込んで、新たな融資措置の原資にして確保であるという見通しを大體持つておるのであります。あわせて開拓者自身もほかの資金を早く返しまして、資金運用部の資金を中心にして政府出資を加へた開拓者資金特別會計の政府資金でございまして、これは返すものは返して、必要などころへ、開拓農家は違つても、必要などころへ、結局開拓者だけに貸す金でありますから、これは必ず優先的に返すよう仕組んで考えられてよろしい、こういう御意向が

圧倒的でございますので、償還条件等の緩和をはかりましたれば、原資には事欠かないと、こういうふうに見ておるのであります。なおしかし、それでは安全を期し得られませんか、昨年から始めました自作農資金で割当てあります、まだ使つてありませんが、三十二年度分五億、三十三年度分五億、計十億を予定しておるわけでございまして、これは五分十五カ年償還でございますので、その分で調節すれば、開拓計画もうまく立つて、県の承認が得られることの方が僕はむしろおくれるんじゃないか、こういうふうと思つております。

○千田正君 さっきの御説明のあの自作農創設資金は、三十二年度で五億、三十三年度で同じような金額という御説明がありました、今のお話の面も、特別會計からの、いわゆる改正する融通法によつて特別會計から貸すのも、七〇%では不足だという私の説について、いろいろ御説明がありました、そういう面を調節する意味において、自作農創設資金の方からも出すということですか、十五カ年の十億というのは。

○政府委員(安田善一郎君) 自作農資金を特にワケを設定しまして、開拓者に融資しようとするのは、個人債務で、いかにもそれがなければ開拓者の立ち直りがよろしくないというものを目標にして貸そうという措置をとることにはいたしましたのであります、生活及び開拓の基礎を固め、また進めていくの一番むずかしいのはその個人債務、その次は災害資金でございまして、それ以外の生産基本資金と申します、開拓者資金は、そのおそれが

ない、むしろ優良債務に当ると、こう見ておきますので、一番困難なものの方に自作農資金の措置をとりまして、二番目に困難なものの災害資金を、振興法の営農改善資金に切りかえて、利子補給、損失補償を加えますれば、ちょうど先生の御指摘のような気持で措置したということになると考えたわけでございます。

○千田正君 そうしますと、三十二年と三十三年度が大体五億で、その五億ぐらいの貸付の対象となるものは、個人債務、たとえば病気である場合とか、あるいは、災害、たとえばよく開拓地において火事になったり何かそういうこともありますが、そういうようなときの復興資金や何かは、この面から適用して貸してもらえるわけですか。それから、開拓初期の資金の不足の分とか、そういうようなものは、今のお話の五億のワケから借りられるわけですか。

○政府委員(安田善一郎君) その通りでございます。それを用意して待つておりますが、まだ借りにきてくれません。(笑) これは無理に貸さないのでもないのですが、営農振興計画を立てて借りてもらいたいと思っております。

○千田正君 そうしますと、たとえば改善計画に基き、各都道府県の知事の承認を得てきたものに對しては、その内容を見て、どんな貸し付けしていく、これは、あんまり複雑化するというと、ちゅうちょして、今のようないいだけどもうしたのかという点があるんですが、手続の上においては、やはり改善計画を実行する

上からいっても、できるだけめんどうな手続をとらせないようにして貸してやるということにならないと、立ち上りがおそいのじゃないかと私は思うのですが、都道府県から知事の承認を得て申請してきた場合は、本省としてはできるだけ早くこれを許可してやっていただきたいと思います。こう思うのですが、その点はどうか。

○政府委員(安田善一郎君) 私どもも、この一年の経過に徴しまして、そのように思っております。むしろ開拓者諸君の方が非常にまじめでございまして、計画を立て、それを実行するというための会議や、記入の仕方等、非常に緻密にやられていて、他方、五分の一か三分の一ずつを早くやって、一日でも早く一部でも開拓農家の立て直しの措置が具体化するような方針でなしに、十萬四千戸全部を一斉に出発させようという団体としても御無理もない気持を持ってもらえまして、ために、若干の時期のおくれがござい

ますが、運用に当りましては、開拓団体の方もできることから早く措置をとる、関係庁の方も、昨日来関係官の会議をいたしております、全面管理を国がしておるほどの開拓者で、立て直しに当りても特別法を立てましたような開拓地区でございまして、営農の振興及び負債の緩和も政府資金を中心

にいたしておることにした状態でございまして、他の場合よりは簡単にできるような指示を与えつつあるのであります。

○千田正君 もう一点。開拓地における橋であるとか、あるいは学校の生徒の通うところの道路の修築とか、そういう問題が開拓地にとっては、ある一

面においてなかなか重要な施設なんです。そういう腐朽した橋のかげかえであるとか、あるいは道路の不通だつた所の修築であるとか、あるいは共同施設の改善とかいうような問題については、しよちゅうやうやっておられると思いますけれども、歩いてみると、五年たつてもそういう施設ができておらないという所もわれわれは見ることがあるのですが、そういうことに對しては、今度の予算において十分に盛つて、迅速にやっていただけのようになっておりますか、どうですか。

○政府委員(安田善一郎君) 開拓者の生活と成長のために、他の国民層との差があることとして一番心配なのは、ちやうど今御指摘の点だと思ひます。学校であり、電気であり、飲料水であり、あるいは衛生設備であるわけでございますが、これに對しましては、三十三年度におきまして一部流用をすることができるともなりましたので、五千六百萬円余をもちまして、次の年度の繰り上げ施行をいたしまして、その対象は、中学校の四棟の増設、電気施設の九十七キロメートルの設置、飲料水の三百五十四カ所でございますが、

〔委員長退席、理事藤野繁雄君着席〕

三十三年度に当りまして、特にこの点に留意をいたしまして、発電や移住施設等において、従来補助がなかったのもつけ加えまするとともに、お

むね古い開拓地には入植当初に予定した程度のもはだんだん完成にほとんど近づくという程度の予算を計上しておるのであります。

○柴田榮君 昨年の四月に開拓営農振興臨時措置法が施行せられてから、今日まで開拓営農振興組合並びにその組合員に對しまして、開拓者の資金がどの程度貸し付けられておるか、あるいはまた今後貸し付けられる予定は大体どんなお見込みですか。

○政府委員(安田善一郎君) 柴田先生のお質問にお答えすることと同じことになるわけですが、千田先生にお答え申し上げましたように、この前御可決願いました営農振興法に應じましては、昨年末までに一萬二千の振興計画が出てきたわけでありまして、一月末でその五割増しになっておるわけでございます。年度末に五萬くらいになつておりますが、振興計画そのものに應じました措置は、本年度これから来年度になるわけでありまして、ところがその振興計画は、債務の償還条件を緩和する分と営農を振興させていく部分と二つございまして、三十二年度端的にまずやるのは、災害資金をより長期に切りかえるその利子補給と、その損失を補償するということになりまして、その他のことは三十二年度必ずしもそれを予定しませんでした。開拓者資金特別会計による政府資金約十九億、その既入植者分は八億五千でございまして、災害資金を切りかえるほかは、開拓者資金としては八億五千の貸付を終りつつあるわけでありまして、三十三年度は、これを十六億二千萬円余にしようとしておるわけであり

ます。

○柴田榮君 それらの開拓資金というのは、現行の償還期間八年という条件付で大体貸しておられるということでございますか。

○政府委員(安田善一郎君) 三十二年度に行いましたのはそれでございまして、三十三年度以降は、改正法律案によりまして十二年に延ばしたいと思つておるわけでありまして、しかし、同じような措置があつて、従来から御説明申し上げましたように、一千地区の特に悪い不振地区等は指定しておつたわけでありまして、そこで、この借りかえ措置を考えまして、結局、営農振興組合となりますものに對しましての開拓者資金特別会計の融資は、振興計画が立てられた以後は、一齊に切りかえはできないかと思ひますが、初めて貸す三十三年度以降は、本法案が通りますれば十二年度以降は、本法案が通りまれば十二年度以降は、全部十二年に借りかえされるといふふうなふうに持つていきたい、こういうふうな思ひです。

○柴田榮君 その十二年に延長になります理由と申しますか、特に十二年を選ばれた理由というものは、どういふこととございましてか。

○政府委員(安田善一郎君) これは私どもは、ほとんど全部の開拓農家に對して営農実績調査をしておるのであります。営農実績調査で従来営農類型が悪かつた分を修正して、修正した営農類型を適用する、また開拓者の状況を、いろいろありますが、安定、やや安定、不安定、やや不安定というふうに分けてみまするといふと、おのずからこの開拓の進度を早めてもらふ部分、これに對しましては炭カルの助成とか、道路工事の追加工事とか、その他の建設工事も行いますと同時に、開

拓作業費も、期限が切れても入植当初の予定通り追加補助をしよう、というふうなふうにいたしますと、あ

は、営農の問題になるわけでありま
す。営農の問題を、家畜、特に大家畜
と中小家畜を先ほど申しましたように
導入することといたしますと、非常にま
れな災害がきたり個人的に非常に個別
な事由がない限りは、十二年償還をす
るとすれば、一年分の償還は、農業取
入をもつて生活をまかないつつ償還が
できると、こういうことでございまし
て、もう一つの見直しは、二十八年と
二十九年の災害時に、特別に国会の御
審議を得まして償還年限を十二年とし
た例がございまして、最近の歴史上
一番ひどい災害のときの償還期限ま
で持つていくのがまあ常識的だろう、
それ以上出るのはちょっとひどいだろ
う、こう思ったわけでありまして。

○柴田栄 御説明でわかるわけが
は、しかし、十二年と定められた場合
には、最悪の場合でも大体償還可能だ
というお見込みだと、たとえば非常
な、今後といえども非常な災害があり
得る、そのためにせつかくの営農計画
がまた根柢からくずれするというよう
な場合があり得るとすれば、その場合
に、一体特例はもう考えておられない
と、こういうことでございましてか。

○政府委員(安田善一郎君) 先ほど申
し上げましたように、法律の条文で、
開拓者資金は特別の措置を、特別のい
い条件を作っているという気持ちで、
きつと償還年限がきめてあったのじゃ
ないかと思うのであります。そこで、
八年を十二年にするのでも、法律改正
すら要するのであります。普通の場合
には、法文で償還期限をきめたのは少
いのじゃないかと思うのであります。
そこで八年を十二年に延ばしますとい
うと、逆の意味で、他の条文で、必要

があつて措置できる場合は、償還延期
できるといふ条文がありますから、
八年を消して十二年にしてしまえ
ば……むずかしい条件のときはひと
しく償還延期も適用するつもりでござ
います。

○柴田栄 次に、先ほど御説明さ
れまして、八年の場合は三年間の掘置
期間というお話でしたが、十二年の
期間を認めた場合の掘置期間は、従来
通りというお考えでございましてか。

○政府委員(安田善一郎君) そうで
ございまして。

○柴田栄 大体開拓農家に対しま
する施策は、ずいぶんいろいろお考え
いただいているが、何か中途半端のよ
うな感じがまだにしているわけがござ
います。今後まあ四カ年間に一戸平
均十一万円程度の増加の融資ができる
のだとおっしゃるが、まあ十一万円程度
の融資というところで、大体今までの不
振の開拓農家というものが一応浮き上
れるという見通しが、実際にあるので
ございまいしょうかね。

○政府委員(安田善一郎君) 開拓に対
する措置が、いささか従来中途半端で
あったではないか。また、中途半端な
意味は、今回の措置で、営農及び生活
の確立が、五年以内にできるかという
御質問でございまして、私も率直に申
し上げましてそう思います。そこで、
今後開墾をしまして、入植農家に将来
の日本のモデル農家とでもいうものに
育ち上つてもらふというふうなために
は、今後開拓して新規入植の方に対し
てはどうするかという問題と、それを
も考えながら、すでに入植されて土地
配分も受けて、従来は営農型があつ
て、その下に補助と融資が政府でき

まっております、十年前後もすでにそこ
へ入つてもらつたという人に対するこ
とと、どうしても二つ出てくるのであ
ります。もし可能でありますれば、新
規開拓地に新しい大きな営農型を考
えておりますが、新しい大きな営農
型を考えますと、それに応じまして、
補助と融資も大きくしたいと思つ
ておられるわけですが、古い開拓地
で入植者がすでにおられる所につい
て、可能でありますれば、土地も再配
分しまして、営農のやり方も変えてい
ただきまして、より高度化して、生産
基盤も大きくて、農業総収入、農業純
収入も大きい農家を作つてもらふ方
が、むしろ開拓は国としても安上り
であるし、日本の農家としても安定し
たものになると思うのであります。不
幸にしまして、開拓地には、古い所に
は土地的条件、気象的条件、ある
いはすでにとりました措置の条件等が
ございまして、手直しし得る所はする
ことにいたしまして、制約があるの
で、そこで今回のような措置を考えま
して、いろいろ研究しましたが、ひと
しく、御配付申し上げたかと思いま
す、この新営農型図表というところ
でございまして、従来は北海道一、内
地四地区の五類型ありましたが、今
回は北海道三類型、内地四類型、七
類型に変えまして、新旧の差が右と左
に書いてありますが、経営面積を広げ
ること、それは標準的な東北、北関東
地区でも、耕地面積だけでも三分の四
にする。その上に、西日本の傾斜地以
外は、原則として乳牛を三頭以上入れ
させる。根柢等においては乳牛が十二
頭も考へておられる場合がありますが、機
械公園等の場合であります、まああ

あいうものでなしに、外国の借金を得
ないで、日本の資金と日本の力で、日
本流に普遍的にやろうとする類型を今
回考へまして、北海道、東北等におい
ては乳牛を五頭ないし七頭北では入れ
たい。少くとも五頭を入れた。西で
も三頭入れた。傾斜地では逆に、今
度は穀類農業ばかりでなしに、果樹、
イモ類等も考へるようになしておるの
であります。この営農型は短期間
——従来より半分くらい短期間
に、早く営農が確立するように、機械
開墾ができる所は機械開墾を考へて、
できない所も相当早く資金と補助金が
いくことを考へておりますが、これと
ならみ合せまして、すでに入植された
人もこれに近づくように考へておるわ
けであります。専門家の手におい
て作物の組み合せとか、土地の利用の
方法とか、耕地と畜産とかの関係を考
へますと、その組み合わせから所要資金
が一応出て参ります。物価状況等が非
常に変動しませんが、特別な災害と特
別の個人的事情が生じませんならば、
まあ五年間で農業収入は三十五万円目
標というところまではいくと、こうい
うことを、役所でも、関係団体の方で
も農業技術者の研究でも、大体一致し
たので、こういうふうにしたと思つ
たのであります。

○柴田栄 その新しい考え方は非常
に妥当だと思ひますが、当初から計画
に入つて、しかも計画もなかなかい
かなかつた。新しい指導あるいは施策
によつて新しく入植する人たちは、今
お話のごとく、非常に早く計画が完成し
て、収入、収穫もよく、経営が可能なる方
向にいくという、非常に時期的なアン
バランスがあるために、こういうこと
を考へられるのは非常に妥当だと思
うのですが、そういう場合に、従来、
非常に途中半端だと言へばしかられる
かも知れないが、いま少し早い目に力
を貸してやればもつと早く確立できた
ものが、途中半端でほとんどずるず
と引きずられていくというものに対し
て、この程度で果して新しい営農型
への切りかえが可能かどうかというこ
とに、実はまだ私自身非常に疑問を持
っているわけが。まあ十一万円とい
うのは平均だということだから、必要
に応じてはもつと相当の幅をもつて、
計画に従つては資金が利用できるとい
うふうにお考へになつておれば、それ
は実行に當つて差しつかえないかと思
うのですが、それらに關しましては、
計画に基いては、相当大幅に資金の利
用もできるという程度は、お考へになつ
ているかどうか。

○政府委員(安田善一郎君) 御指摘の
問題は二つあると思ひますが、すでに
入植をされておる方で、まだ不振の要
振開拓者ともいふ言葉を使つて先
般申し上げたことがありますが、その
方を、十萬四千戸につきまして、新営
農型のようなスピードと経営内容
で、所得も農業所得で家計費はまかな
える、そういうふうなふうにするか
できぬかということが一つだと思ひま
すが、これは先ほど申しましたよう
に、率直に申し上げまして、そこまで
は不可能なことではあります。なぜか
と申しますと、開拓地で土地配分をし
てまだ、六割強しか平均では、要振
興農家では耕地を開拓しておりませ
んが、全部開拓しましたとしても、先
ほど申しましたように、耕地面積でも三
分の四、三割増をしようというには開

拓者同士で、隣り同士で食い合うことになるわけでありまして。従いまして、これはもっぱら農業の高度化の方ではないといかないわけでありまして。ただ、土地の再配分をし得る所は、開引きする等でありまして、あるいは離脱した農家を共同に使うか分け合うわけでありまして、こういうものは、三十三年度予算でも、土地再配分の費用も実は予算で計上してございまして、やるつもりであります。全面的にできるかどうかという点、以上のようにあります。しかし、新たに入植をしていただく方については、道路、水利施設、電気施設等を極力先につけて入っていたらいい、機械開墾を、日本の機械によっても小規模の機械開墾でも先に行う、すぐ翌年には牧草を入れてもらう、その次には乳牛を二頭以上ちゃんと入れる。今までは五年、六年たつてからやっと乳牛を一頭入れるような格好になっております。そのかわり飯米かイモかソバ等だけは自給するように、いわゆる殺戮農業の手労働の、家畜なしのもので類型ができておつたのであります。新類型で新入植者が入られるのは、よほど研究しても、できそうではありません。上北、根釧で実行しました所も、豊年の年に見舞われたいこともありますが、うまく育つて、所期の通りの成果を上げております。また、別途農林省では官房で、昨年以來、北海道を中心にした雪害地帯の平坦部までを含めた、古い農村まで含めた営農類型の研究をして、ある種の成案を得て、予算化してあります。が、これとも照応いたしております。現地の試験機関、あるいは農家そのものを試験農場にした場合において、

拓政策自身が非常に不公平なものになりはしないかという点をつくづく感じてきたわけで、今日せつかく入られても、ついに成功せずに脱落する古い開拓農家等も散見されるわけでございます。それから、この点に關しましては、さらに一つ徹底的にこの不公平をならしめて、戦後やもすれば犠牲的な位置に立たされて、新規入植開拓をされた十五万農家全部とは申しませんが、多数のこれら農家に対しては、多額の補助とを、私は強くお願いを申し上げたいと思っております。それに対しては、お考えを、一応お聞かせを願いたい。

ついでに。土壌改良等によりまして極端に収獲量が増すという事実が判明しております。既に入植者に対しては土壌改良の助成、そういう施策が及ばないために、指をくわえて見せられたわけでございます。そういう点に關しましては、今日補助を出す方法がないとすれば、それらについてもせめてすてりつばな例が隣にあるのですから、それらが実施できるような資金を考えてやっていたらいい。いくらいいことは、当然じゃないかと、私も考えているわけでありまして。十分お考えをいただいております。資金のワケの拡張等も考えて、早く入った者が損したというふうなことがないように、万全の措置をとっていただくようにお願いしたいと思います。

〇柴田榮君 昨年にございましては、経験もされ、あるいは調査研究等を進められて、新しい開拓農家の創設についても、相当現状としては十分な施策を講じておられるように私たちが承知しております。従来古い開拓者はなおさらだと思つて、非常に環境の悪い所にただ追ひ込まれて、途中半端と申しますか、やや途中半端な指導で入つて、苦勞に苦勞を重ねても、いまだに独立できないというふうな農家と、新しく入植される方たちとの不公平が、だんだん目立ってくるというふうな感じがしますが、特に隣り合つて、私たちが昨年北海道へ参りました、もう十年近くも入つておられる開拓農家と、パイロット・ファームで理想的の施策を講じておられる開拓農家とが、道を一つ隔てて極端な差異を生じておるといふことに對して、このまゝ見ておるといふ手はないということをつくづく感じてきたわけですが、今日まあ新しい方式で入植を計画されれば、りっぱに農業経営も可能だといふ見通しがついてきている場合に、しかも北海道あたりでは大体規模的にはそれと相違はないと思ふのだが、施策の相違で苦勞を重ねてもほとんどついていけないというふうな場合に、せめて融資に關しては、もっと徹底した方法をお考えになるといふことではない、開

〇政府委員(安田善一郎君) 昨年度からやつております営農振興法の適用による古い開拓地の既入植地の要振興開拓者の立て直しについては、新しい開拓地に対して新しい営農類型で入つていただくものと間に差が生ずることは、どうしてもやむを得ないと思つて、しかしその差を縮めるために、営農高度化の面を入れて、また可能な土地の場合には土地の追加売却渡し、土地の再配分等、その他の措置を講じまして、柴田先生の御意向のように、所要資金を付け加えるのには一そう努力をしたいと思つて、さらに、昨年度から今年にかけて、農林省がその主張を変えずに、今日もより一そう熱意をもってやることの変更にならないといふたしますと、私も、変更なくこれをさらに進めるように、柴田先生の御意見のような努力をするつもりでございます。が、営農振興法で振興計画を立てることになっておつても立てようがない。立ててもどうも実現性が認め

〇柴田榮君 大体お考えはよくわかりました。ぜひ一ついろいろの手を講じて、不公平のないように、非常に窮迫している開拓農家に対しては、新しい考えをもつてできるだけ公平に御措置をお願いしたいと思つております。今土地の再配分等を要する面もたくさんあると思つて、面積的に十分な余裕があるにもかかわらず、補助の額の低さ、あるいは技術的な指導の不足等からして、せつかくの面をほとんど利用しないで、非常に悲境に悩んでおられる、あるいは開墾にいたしましても手開墾、畜力開墾等が依然として残つていて、ぼつぼつと

〇政府委員(安田善一郎君) 従来営農類型をとつて、従来通りの形であるといふことを前提にすると、予算資金等はこまかにありまして、開拓者資金、災害資金、信用保証協会の資金、公庫資金といろいろありましても、開拓が非常にむずかしい、これで一つの農家を新しい村で、新しい部落で独立成長してもらつて、このむずかしさがある、関係者の間にも少し考えが薄かつたと思つて、それはなぜかといふこと、食糧増産とか、失業対策とか、そういうような感じを多分に持ったせいだと思つけれども、今は安定した農家を早く作るということ、農業政策の重点に置いて、いい時期になつておると思ふので、これに應じて、今回の開拓者資金も、単に既入植者に八億、さらに、八億増すというこ

とばかりでなしに、短期資金を中長期資金に切りかえたり、その用途をいろいろのものに使えるような用途にいたしてあります。また、入割当初の約束では、開墾作業費や土壌改良の単作等の補助金が打ち切られるはずであつたのを、先国会でやっと打ち切られなくて補助をするようにしてもらいました。また、開墾建設工事でも一応不振地区等につきまして休止しました。当初の計画通り——当初の計画が非常にあやふやなところが多かったものでありますが——一応完了しておると、その次には補助がなくなるのであります。これを金額補助すべきところは金額補助にし、地区内土地改良工事は、補助を従来ではできなかったのを、やりやすという制度に、今度予算で組んであります。大胆にこれを運用することによりまして、御指摘のことは、むしろ行政官の勇氣の問題だと思ひますから、適用されます限りは、大胆に予算と勇氣を使ひまして、一刻も早くそういう点が改善されるように努力したいと思つております。

○東隆君 今、柴田委員が質問した例のパイロット・ファームの關係ですが、おおむねうまくいっておりますが、あの中道路が幅が狭いと思ひます。おそろく牧草を植んだ馬車がすれ違ひができないような道路になつておるわけですか。これは非常に残念なことなんで、今後の計画その他が進められるときには、あの道路はもう少し大きくしていただかなければならぬと、こう思ふわけですか。これはパイロット・ファームについてのなにが、先ほど柴田さんが言われる通り

に、既入植者の農家との開きが非常に出ておるわけですか。そこで、どういふような問題があるかというところ、もうすでに新しい方は土地の整地がもう全部できてしまつて、酸性土壌なんかもみんな適正に直されて、そうしてまきつけをする、こういうような状態になつておるし、片一方の方では、だいたい早く入ったにかかわらず、もう家はだいぶみすばらしくなつて、そうして圃場にはまだ木の株が残つておる、こんなやうな形になつておる。従つて、またた作物も、片一方は草が相当はえているにかかわらず、片一方はきれいでできてる、そうして成長も早い、こんなやうな形ができておるので、これは見本に残しておくのも必要かもしれないが、私は、これを一つ早く直してしまふことも必要であると思ひます。それで、初め入った者は非常に無理な形で入つておつた、これはもうはつきりしているのですから、何もそんなに遠慮する必要はないと思ひます。それで類型がはつきり定まつて、それに適応していかないものはもちろん没落して、そうして離農した者もあるのを、強制的にやる場合もありましようし、それから場合によつては、適正な農家を一つ別な所に移つてもらうというやうなこともやつても、適正な規模を与えないと、あの地帯でもつて立体的な經營をやつて、そうして収入を上げるというやうなことは、これは都市との距離が非常に遠かつたり、いろいろな關係でもつて、容易に立体的な經營をやろうといふたつて、なかなかできるものじゃない、そういうやうなことを考へると、やはり一定の与えられた様式を深めていくよりほかに方法がないのであつて、その基本になるのは、やはり經營規模です。特に土地の面積、こいつはやはり經營類型に定められたやつには、これを強行するやうな形でもつてやるべきである、こういうことを考へさせられるわけでありま

す。こいつはもうはつきりした事実なんです。それから、戦災でもつて入つてきた農家、それからその後においては、相当な暴入をされておる。先ほどお話をあつたやうな形でもつておるから、そいつをこの際、はつきり割り切つて、そうしてやつてもらうのが、かえつていいんじゃないかと、こ

う思ふのです。これ、どうですかね、こ

○政府委員(安田善一郎君) 東先生の御意見は非常に貴重で、また有力な御意見だと思ひます。今回の經營類型を改訂して、新規入植者にこれを適用して、經營振興を要する方にはできる限り現状をまづもとに置いておいて、今までの状態をもとに置いておいて、經營類型の方に近づける、しかし、それは非常に限度がある、こ

○東隆君 今、柴田委員が質問した例のパイロット・ファームの關係ですが、おおむねうまくいっておりますが、あの中道路が幅が狭いと思ひます。おそろく牧草を植んだ馬車がすれ違ひができないような道路になつておるわけですか。これは非常に残念なことなんで、今後の計画その他が進められるときには、あの道路はもう少し大きくしていただかなければならぬと、こう思ふわけですか。これはパイロット・ファームについてのなにが、先ほど柴田さんが言われる通り

ことは九十三名の營農指導員もふやすことにしまして、全国で七百名弱の營農指導員を置くことになりましたが、そういう方の指導連絡のもとに、開拓地ごとに相違があるところを計画に入れたらいいまして、それが農地法と開拓地の土地の制度の法律に触れない限りはその計画を承認して援助していいかと思つておるわけです。

第二点になりますが、離農された方が離農に當つて土地を売り、農機具その他の物を売り、まあ住宅、農舎はあまり売れないようでありまして、まあ金にかえる場合もある。家畜を同様にすることもありますが、この場合は成功検査後でございまして別ですけれども、營農が確立してない方は成功検査も延長することにいたしておりますので、簡単に他人に土地を譲渡することは認めないのが原則になっております。政府が再買収いたしましてこれを付近の開拓農家の方へ追加売り渡すか、共同利用するかを本旨にいたしたいと思つておるわけでありまして。

また、その離農された方に対する開拓者資金から災害資金その他の資金、ごく個人的な債務は別でございまして、これが先ほど申しましたように、その開拓地の開拓農協、他の開拓者の重荷になってはいけませんので、これも振興計画の中で取り上げていただきまして、まず第一は償還延期をして、最後には免除をする措置があります。この場合も残つて營農にいらしていただく開拓農家の方へ追求するようになつております。新たに中金の資金が保証協会の保証あるいは災害資金

の利子補給と損失補償のもとで講ぜられます場合にも、衆議院でもちよつと問題になりましたが、農林中金にはよく意思の疎通を最近ばかりまして、開拓農協連には十数名の中金の指導員が金を貸さない気になし、しほる気でなしに、貸す気で貸していただきたい。理事長も衆議院で説明をされておりました。昨年の十二月にはその旨の通牒も中金内部で出ておるはずであります。そういうふうにして土地の扱いは、申しました通り、債務は離農者については他の人の重荷にならないようにそういうふうにし、と思つておるわけでありまして。

なお、先ほど道路のことについてお尋ねがありました。農業の機械化、あるいは販売、購買の大量化に伴ひまして、お話のようなこともあるようでありまして。終戦後私どもは道路を、開拓道路は一級から五級まで分けまして、用途、重要度に応じて地区開拓計画を作る際にきめておりました。第一の部類はトラック輸送の往復に、すれ違いに支障のない基準になつておりますが、最近の事態を反映してないおそれもありますから、その場合は個々の開拓地区計画に応じて検討しようと思つております。

○東隆君 もう一つ、資金の対象になるのは家畜と、こう書いてあります。が、実はですね、北海道の開拓農家では牛よりもまず一番先に馬が必要なんです。馬のない農家なんというのはいくらでもありますが、ところが馬に對するところの考え方が実は非常にうまくないのじゃないですかね。(笑聲)

○政府委員(安田善一郎君) まことにうまくないのであります。私もがうまくなかった点は、簡単に、これをあつてこの表を案は作せましたんで、御指摘の地帯におきますのは農耕馬、役牛が第一に入れる類型になつております。

この表、実ははしりさせまして、古いところとの差を重点に書かせましたんで、従来から入つておる農耕馬等は北海道における農耕馬、耕馬といつておりますが、役畜の馬は当然に開拓者資金でまず第一に營農第一歩から入れるものと、そういうふうにするつもりであります。

○田中啓一君 これまでの開拓関係の法律を駆使して、そうしてこの開拓者の營農をやつていける百姓に、なるべく早くしてこういうふうな趣旨でこの新營農類型というものを農林省で考えられたことは、非常に私は大きな進歩であると思ひます。で、おそろく、なるべく近い将来に戦後の開拓者だけではなくて、日本全体の農家といふものを、こういう計画的にやつていかなければならぬことになるであらう。そういうことのために、まず一番捨てておけないという開拓者からお始めになつておるというところは、非常にけっこうだと思ふんです。そこで、私はこの類型を立て、この營農計画を推進するわけでありまして、これはやはり今お話しした通り、十五万戸ほどの開拓農家でありまして、それを一休今後五年とか七年とかいう期間に、こういう形勢のものに全部するんだ、それにはどれだけ資金が必要、あるいはどれだけの牛が大事なもの手になるようになっておりますが、それは

何頭要るんだ、どうして作つていくんだというふうな私的計画のものにしまして、そうしてやつていかないと、実は指導員をたくさん置きましたも、法律の建前は、この開拓營農振興臨時措置法など、なかなか上手にできておつて、相当自発的で創意工夫した、こういうことになつておるのであります。が、この營農類型の考え方というものは、相当新しいのでありますから、なかなか進まないだらうという気がしてならないんです。従つて私の申したいことは、例の経済五年計画式に年度計画を定めて、そして進むようにしたらどうであらうか、もう私は農業というものは、単なる、こうがよからう、ああがよからうというふうな指導方針時代ではなくて、こういうふうなぐんぐん進んでいかなければ、とてい、幾ら白書に書いてぐちをこぼしてみたくも、それはいつまでもぐちをこぼしていか、またこういうことは的確に計画的にやられるといふことになれば、やはり資金の所要量といふものはつきりして参りますから、予算関係においても、各方面の理解を得ることがだんだん容易になる、今のようないふことは、どうもどうなるんだ、よくよくいふことなんだけれども、どうなるんだというふうなことで、実は予算の時期になると、毎度のことながら、はなはだおぼつかない。土地の改良計画などの方はだいたい私は進んできつた、これだけやらなければならぬ所があつて、今年にこれだけでやるんだ、今年にこれだけでやらなければこれだけおくれますぞ、こういうふうにはつきり出せるわけでありまして。ところが、

やはりその上の營農といふものがこれだけのことになるんだということになつて、この方も実は説明は不完全になつておるわけなんです。でありますから、そういう私の申しましたような気持ちといふものは、相当起つておるかどうか、ことに既存の法律だけでは、あるいは既存の法律そのままで、今のようないふ計画を進めていくのに、こうやつてどこが十二町歩とか、どこは七町歩とか、四町歩とか書いてあります。が、うまい工合に入れ得るかどうかが、必要となつておれば、農地法にしろ、あるいは開拓関係の法律にしろ、土地改良法にしろ、直すべきところは直して、やはり計画的に進まなければならぬといふふうなふうに思ひますので、その辺に對する今日の農林省の方の考え方といふものを一つ伺つておきたい。

○政府委員(安田善一郎君) お話の点は、まだ十分でございまして、氣持が起つておるかどうかの点につきましては、ある程度の計画、プランを素直にたしまして、田中先生が起していらつしやる程度は起しておるつもりでございまして。と申し上げることは、経済五年計画の中で、まあ社会党の方もいらつしやいますので、語弊があるかもしれませんが、政府がこの計画を立てます際に、与党の関係の委員会の御意見も聞いたり、御審議をお願いした経過がございまして、行政投資は二千三百億、事業費は五千億を考へておるのではありませんが、そのうちの開拓面積につきましては、大体五年間でおおむね三十万町歩でございまして、さらに引き續いて百五十万町歩計画を用意

やります。と申し上げることは、政府がこの計画を立てます際に、与党の関係の委員会の御意見も聞いたり、御審議をお願いした経過がございまして、行政投資は二千三百億、事業費は五千億を考へておるのではありませんが、そのうちの開拓面積につきましては、大体五年間でおおむね三十万町歩でございまして、さらに引き續いて百五十万町歩計画を用意

し、その次に引き続いて、さらにそれに加える百五十町歩を用意いたしまして、あの長期経済計画につながるものとして、その期間はちよつと違いますが、二百五十町歩を、従来の開拓適地よりは、経済立地も考えた土地において実現したいと思つておるのであります。その経済計画に従ひましては、年度別計画はなかなか政府部内ではつきりきまらないところが、実は田中先生の御指摘を受ける点であらうと思ひますが、ともかく三十三年度から、むしろ理想ではありませんが、日本の現実的な、望まじき農家のあり方としての新営農を打ち出しまして、最初であるから、三十三年度は二千五百戸の入植農家を予定しておりますが、五カ年間は、平均しまして一カ年五千五百戸入れる計画でその資金計画はできております。またこれを、先般江田先生と農林大臣とのいろいろの御議論、御研究もありましたが、西欧諸国とアジア的な諸国との間では、耕地率等も、農業と他産業との生産性の比較もずいぶん違ふようになっておりますが、日本はその中間をねらうべきであらう、中間という言葉が悪ければ、第一次産業と第二次産業は、ともに進んで、その差をあまり開かせないようにしていくべきだろつという考えを持っておりますが、その第一は、何といつても土地条件でございます。この土地条件は、日本の土地三千七百万町歩だとしますと、現在耕地は六百六十万町歩しかございませんが、大体県庁等の力も借りて、開拓予定地を今後二百五十万町歩を予定いたしておりますことは、まあイタリヤ程度と申しますか、それと直接比較はできませんが、現在

日本は農用地率が一九・九%であります、二五%くらいまで持つていく、そうして他産業との生産性なり、所得で比較しました比率も、もう少し引き上げていくということをねらつてゐるのであります。ところが、人口の増加というのがございまして、また既耕地の農家、農村のことがございまして、この土地改良というのでもうどうして重要でございまして、この両者を通じまして、お話のような方向でまず案を――素描を五カ年計画の中に入れて、それに続いてさらに三十万町歩開墾計画から百五十万町歩開墾計画、さらにつけ加える百五十万町歩の開墾計画を持つていきたい。その上に立つて営農類型と農業経営、生活の安定は、新営農類型を置くような形に持つていきたいと、こういうふうに考えております。

○田中啓一君 御努力のほどはだんだん明らかになつて非常にけっこうであります。それでまあ新しく開墾していく方のことは、割合に私は数字的にまあだんだん明らかになつてつてくさうだと思つておりますが、すでに入植をしておる約十五万戸の農家というものを、今後こういつた類型を考えて、それぞれの地方の実情に適したような規模並びに内容の農家に仕立て上げよう、こういう御努力がこの新営農類型図表に表れておると思う。これはとにかく非常に、私もから申しますれば内輪に見た方だと思ひますが、その十五万戸をこれに達成――こままでこぎつけますには、およそ何年くらいでやる意気込みで、今おられるわけですか。

○政府委員(安田善一郎君) 時期をまだ申し上げませんが、三十三年度から四年間でありまして、内容を次に申し上げますと、先ほど柴田委員及び東委員にお答え申し上げましたように、十五万戸のうちの約三割は、古い農家の水準を抜いて相当の農家になつておるわけでありまして、残りの十萬四千戸については、まことに貧弱な、今後なお非常な努力を要する農家が多い。その目標とするものは新営農類型に準じて考えたいのですが、土地条件、その付近の開拓がどうしても人と人、社会と社会、土地と土地との関係等もありまして、十分にできませんので、営農高度化をねらひましていきたいと思つておるわけなのであります。

○田中啓一君 そのところから、私どもも食い違ひがあらはれぬかと思つたのですが、やはりこれは地元増反に帰すると思うのですがね。規模から申しますと、やはり相当な規模でなければ、将来に立つていくにはこれには百姓はなれつこないわけなんです。一番の悩みは零細農だということなんです。でありますから、まあ幸ひにして農地局長、大いに地元増反ということを考えておられるのですね。そこで、それをやる場合に、私はやはりこの農地法、あるいは開拓関係の法律で、地元増反が強力にできるように措置を講じてやらぬと、やはり農業に使つた方が土地の生産性は高く使えるということをはわかつておつても、それは他の経営をしておるといふようなところにぶつかつて、どうにもならない。そこらはなかなか、とても出先の指導員なんかでやれることではないのでありますから、私がぜひ所要の法律の改正をしな

きやなるまいかということをお願い上げたのはそこにあるわけなのであります。

まあ私、歩いておる範圍はきわめてわずかでありますけれども、どこへ行つてもぶつかつてくるものは、土地が足りない、それからその土地を……、ということと、それからまだ実は開墾はできるけれども、とてもくわ一丁ではできない。こういうことで、これはまあ資金が足らぬというか、あるいは資金だけでは足りない、実際は何らかの方法で機械開墾をやるように配慮しなければ、人力だけではできないという技術的狀態でもあらうかと思つてあります。要するにその両面の欠乏なんです。そういうものを入れてやり、そして土地はそうやつてそこへくつづくように配慮をしてやれば、あとは今度は内容をここにあらうようなふうに改善をすれば、りっぱな百姓になる、こういうことではありますから、これが遂行にはどうも私は若干の法律の改正も必要であらうか、こう思ひますので、そこらのところはどんな見解でありますか。

○政府委員(安田善一郎君) 田中先生のおっしゃいます御趣旨は、別に反対もありませんし、その方向へ持つていくと努力しておりますが、来年度確定に予算を持ち、法制を持つて、資金を持つて具体的措置するといふのはどうかというふうになると、先ほど申し上げたようになるわけでありまして、多少確かに言葉及び内容の御説明が私は足りませんでした。まず第一には、開拓地でない古い農村でございまして、これは市町村という区域において土地改良計画と、零細な経営面

積を持つておるものを、土地の縁、血のつながりの縁等を基にしまして、市町村という公共団体で計画を立てるものにおいて地元増反をしていただく場合には、新たな補助制度を今回、来年度から開きたいと思つて、予算も若干計上してあります。逐年これは拡充すべきもので、いわば土地の経営面、農家の経営面、面に対しては新農村計画をやつていくべきことだと考えております。その初年度でございまして、まず二百八十町歩について予算を計上しておりますが、補助制度も設けることにいたしておりますが、あわせて、この作物の収入に對して、所得税が减免になります期限が切れますので、別途大蔵省と打合せの上、大蔵委員会に出しておると思ひますが、今後免税制度を続ける法案を提出中でございまして、これは自作農維持資金と言つております。原則としては今では農家の零細化、没落を防止する程度のもので、一つの制度を持つておりますが、これは既耕地を、小作地でも、自作地でも買う場合の資金を原則に貸すことになつております。長期低利の資金を……。将来農地法の考えをもう少しすっきりできれば、未墾地を個人が、あるいは地方公共団体が獲得して、個人に渡すという方法で未墾地を買つて地元増反する場合にも、その資金が供給できる道を開くべきだと思つておりますが、旧地主補償等の、農地補償等の問題がありまして、慎重を期する要があるかと私は認めておりましたので、本年度は自作農資金を増反用の未墾地取得のために供給することは一応差し控えておるのであります。将来その問題の

を講ずべきだと思ひますが、農業でやつていこうというお方については、一農家といへどもこれを政府は捨てるような氣持を起しませんで、別途の対策をとるべきだと思ひのであります。が、三十三年度の予算等におきましますところ、これに對していかなる法制を用意してあるかにつきましては、前国会の御審議を得ました法律の適用がまだ十分にできていない第二年度においては、その非常に強力な開拓者中の貧農で立地がきつめて悪い、努力してもできないようなところをいかにするかというところは、すぐは立たなかつたのであります。これは、おそらくは二年間で振興計画は法律に基いて立てることになつております。だから、二年間たつたところで判定して、案を立てるべきだといふふうに思ひのであります。振興法は、そういうふうにはやはり国会の御審議があつたということになしに、そう理解して運用するのがいいことだと思ひのであります。今年までの措置をもつて十分といひませんで、さらに中農以上の農家に育てること、貧農対策、氣はあつても開拓農家として育ち得ない所に開拓者として入つておるといふ方々については、それぞれ共通の分もありましようが、別々に施策を講ずることを来年度の終りまでに立てるべきだと思ひます。それでお許し願ひするんじゃないかと思ひます。

分がありますが、まず何かと申しますと、災害資金等の負債の条件緩和することでございます。あるいは個人債務等を除いて、明らかに技能者がおつて、先ほど御指摘になりましたような、他人の債務と一緒に背負いながら重圧を食つて、農協といへども簡単に融資をしない、こういうようなところでありまう。こういうような分につきましては、別に振興計画の全面認定を要しませんので、その債務が確定すれば、それは三十三年からすでにやっております。明確に見通しを五年間で、昨年三十二年から五十年で立て直すといふことの目標のもとに立てるべきこと、それにおいて措置すべきことだ、振興計画が立つたあとでやろうと思ひておるわけでございます。

○堀本宜實君 もう一つ伺ひすれば、先ほどお話がございましたように、指導員七百名をもつて現地指導をする、營農指導に当らせるといふことなものでありますが、これはまことにけつこうであります。指導員が増員されましたけれども、農地関係の職員が転用されたというふうなものの中にはございまして。そういう人たちが實際は現地にいないで、県庁やあるいは農地事務所等において、實際の運営と非常に距離がある、こういうふうには考へるのであります。そういうことについてはどういふ取扱いをされるか。

○政府委員(安田善一郎君) 開拓です。従来の開拓地は、干拓地の場合を除きましては山の高地に比較的多い、残りは、軍用地が転用されたところが多いわけですが、大部分は高冷の山地にありまうので、今の陣容をもつてしましては、開拓營農指導員では、そういう地帯が確かにあるのでございます。これに對しましては、開拓農協にさらにかねての御経験によりまして、御尽力を願ひます。開拓農協は少し性格が違ひました農協かと思ひます。生産共同体でもあり、政府の行政のようなものを、たとえば政府資金の融資というふうなものを開拓者にかつて取り次いで活動して下さるものでもあり、開拓団とでもいふべき性質を持つていらつしやるのであります。この開拓農協もできるわけではないので、開拓といふことは非常にむずかしいことで、特殊の指導者があつて初めてうまくいふといふところも、根拠の中村先生、大山の場合といふのがあつて、よくわかるのであります。營農指導員の足りませんところは、高度の農業技術については、改良普及員と農事試験場との連携を、また技術会議及び振興局と話をしまして、もつと開拓營農を、ちやうど赤城農林大臣が、一般に農地振興の努力が農林省はかつて足りなかつたじゃないか、こうおっしゃつておりました。前農相の井田さんが、積寒地帯の農業振興には力が足りなかつたじゃないかと言われております。ことと照應しまして、積寒及び寒冷地帯及び畑作の、あるいは畑地の改良振興につきましても、特段の措置をとるのには、まず畑地からやつてもいい、こういう意味で試験場、普及員、指導員の連携を具体化するよう、目下来年度からできるように打ち合せて、趣旨はそれでいこうということになつておるのであります。またその農協につきましても、金融面、経営面等が多いのであります。いけば生産共同体であります。分も加へまして、上位団体から長期駐在指導員を派遣する予算を計上いたしております。十分ではございせんが、本年度からそれを強化しまして、これがよければその方法でもちまして三十四年度以降において一そう強化をしたいと思ひておる次第であります。

○堀本宜實君 償還延期についての条件の問題なんでありまうが、私は去年、例の振興法がこゝで審議をされましたときに、すでに貸し付けておる不振營農、これについてはモラトリアムのようなもので切り捨ててやるということが最もよい、これはしかし理想でございまして、なかなか困難なことと思ひのであります。そこで、この国の債権の管理等に關する法律によつて延期ができればと當局は言われまうが、實際にこの処置によつて延期をされておる例がたゞございまして、また処理要綱で振興組合については、一時払いが著しく困難な場合には延期を認めるといふのであります。實際ではそういうふうな現実の処置をとつておるのか、この点をお伺ひしたいと思ひます。なおもう一つあります。続けて最後まで申し上げます。今度自作農の資金が条件が緩和になりまして、自作農資金が開拓者にも貸し付けられるといふのであります。この自作農資金の貸付は、開拓者がやつておる協同組合を通じて、他のルートから開拓者へ行くように思ひておるのであります。私の考へ方が違ひかもしれませんが、これはどうして——もし私の考へておる通りに、たとえば中

金でありますか、あるいは償還でありますとか、一般農協でありますとか、それから開拓者へという、かりにルートであるといひますならば、せつかく維持育成強化をはかりつつある開拓者の協同組合を通じてこの自作農創設資金等を貸すようにしてはどうかと思ひのであります。どう思ひますか。

○政府委員(安田善一郎君) 第一点でございますが、昨年の常会でない国会の災害関係の農林委員会がありました。際に、開拓者の災害資金の問題が相當議題になりました。その際は事務局としてはいささか行き過ぎかと思ひましたけれども、必要なことだと思ひまして、開拓者の特に災害による債務で營農のスムーズな發展を妨げておるものの重圧を緩和することをいささか強調いたしました。その結果が昔で言う徳政のようなことを考へておるようになり受け取られて、食言をしたのじゃないかといひ、私はおしかりを受けたこととございまして、必ずしも正確に速記録をお読み下さるといふのではないと思ひますが、氣持は私は開拓者の場合には離農者というものが出たりする場合は、離農者が出る前に開拓者は開拓農協を通じて、連帯で金を借りておる。無産者で信用力がない人が金を借りておると、こういう實際がありまう。特別のこのむだな消費に充てたととか、犯罪的なようなことをやつて借金をたくさん作つちやつたとか、營農及び通常の生活のために債務を負うたものではない場合は、入植から開拓地の設計、營農指導まで、相當強く政府が指導をしておる場合におきましては、債務を切り捨てることは全くない

わけではないと、あるものだと思つており、現在も思つておるわけでありませう。そういう性質があると思つて、開拓當振興法でもその関係条文を入れようと思案いたしました。時たまたま一国会前に、国の債権の管理等に関する法律というのでできておるから、重複した法律を作らぬように、また多少違つておつても運用できることはそれでやつても構はないといふことが政府全体の中には強うございまして、これを他の法律に譲つたのであります。しかしその法律の適用は、あくまで当初の精神にのっとりまして、開拓當振興臨時措置法による計画で明確なもので、第一は履行延期、将来は免除することもあるといふことで、適用し得るものが確認できればいいところで、それもその繁雜に中央で全国分をやるべきではないといふので、各ブロックの農地事務局長にその権限を依頼したのであります。目下出ておる振興計画によつてはおおむね一億七千万円前後は、さらに検討を要しますけれども、そういう措置を考慮する対象であると思つておるのであります。そういう段階まで至りまして、従いましてまだこれを具体的に債務を免除してしまふ、その前提で履行を延期するといふことを振興計画に即してやる時期が来ませんでしたので、具体的にやつておることはありませぬ。進行度はその程度まで進んでおります。

○政府委員(安田善一郎君) 自作農資金につきましたは、当初、昨年振興法を考へましたときに御審議をいただきましたが、個人債務はいかにわかりにくいのであり、どういふ性質の債務であるかわかりにくい。ただ一応開拓者を十五万戸調へまして、どのくらいに債務があるかは開拓者団体の御報告に従ひます。限りはわかつておりませんが、中には案外親戚等から無利子のまあ恩借とでも言うべきものがかなりあります。それから農協から借りたものでも信用度が薄いのので非常に高利なものもあります。兵庫県などで実が高利のものもあります。その他肥料商とか、ある意味では高利貸だろと思ひますが、ほんとうの個人の金貸しで借りておられるものも相当あります。一般的に申しまして、營農類型等に関する問題があつたり災害が起きている問題がありまして、そのつどそれぞれ予算なり法規なり、国会審議なりを経た制度で今までやつてきたのであるから、個人債務については政府が直ちに手を伸ばすといふのはどうかといふ意見がまず最初にございまして、その案を一応見送つておりましたところ、衆議院の農林委員会やこちらの農林委員会でも御審議がありまして、個人債務でも、やむを得ない、本人の責めに帰すべからざるもので、今後農家として精進をされようとする開拓者の營農振興の重圧になつていふようなものは救うべきであるといふ御意見が圧倒的に多いございまして、三十二年度の資金ワクと従来ある制度からいたしまして、活用し得るものは自作農資金だといふことに認めまして案を提示いたしましたので、国会の御了承を願つたので

あります。従ひまして、自作農資金を使う場合には、自作農資金のルートがあります。簡単に申しますと、農林委員の審査を経たり、また、側面的には、自作農貯蓄組合が指導援助をしますたり、融資後は記録をいたしまして、營農改善計画をつけたりますことになつておりますが、枝葉末節のことは、事を簡明にいたしますために省きまして、振興計画をもつて、他の場合の自作農資金の供給を受け、また、受けた場合に必要の營農計画と同様と見まして、農林委員の御審査を経ますれば、開拓農協を通じて公庫から開拓者にいくのがいいと、こういうふうに通じておるわけでありませう。県連を通じてなく……

○堀本宜實君 今そういうふうになつていいますか。そういうふうにもう処置されておりますか。

○政府委員(安田善一郎君) 振興の……

○堀本宜實君 振興計画は、

○政府委員(安田善一郎君) 現在は、理解の仕方でありませうが、公庫が系統農協に業務を委託しております場合は信連を通ずるようですけれども、公庫は公庫の仕事でございまして、公庫から開拓農協、単協にいいいと思つております。

○堀本宜實君 今の、前段の問題は、やはり、疾病、負傷、災害といふのでなしに、個人の負債といふか、良質な個人の負債で高利であるものは、やはり一応認めるような処置が願ひたい、また、そういうふうにお話がございまして、けつこうだと思ひます。実際の運営をそういうふうにしていただきたいと思ひますが、今の系統農協を通じるといふことにつきましては、振興計画が立ち、振興組合というものがありますならば、地元のような別な金融機関を通じていきましますように、公庫とも了解のつくように御指導を願ひたい。希望しておきます。

○鈴木一君 今の問題に関連してです。現在、自作農の資金は、實際貸している者に対する實際の申し込みは、各県によつても異なると思ひますけれども、三倍くらいあるんですね。これはもう重たい合ひのような状態で、審査もかなり厳重で、なかなか現在の自作農ですら借りられないような状態にあるわけですね。そうすると、担保力も何もない開拓者が、ルートだけは開かれておるけれども、實際これを借りるなんといふことは、まず不可能じゃないかといふような気も、實際の運営の面からして私感するわけでありませうが、開拓というその特殊な条件から見た借金が大分であつて、町へ行つて道楽をしたとかそういうふうなことでなく、營農からくる利益だけではどうしても支払いきなかつた病氣とか、その他の原因で、こういう個人借金ができたと思つておられます。借金が、どうしてもやばりこれを救済してやらないことには、直接間接營農の圧迫になるだろうと私は思ひます。昔の産業組合の場合でも、最初に取り上げたのは、そういう個人的な借金を政府の長期の資金にかえてやつて、そしてこれを救済してやつたといふようなこともありますが、そういう道が開かれておるだけではどうにもならないので、實際それは可能なようにならなければ、この個人借金というものは永久に消えないものだと思ひます。

す。ですから、今の局長の答弁では實際問題として実行不可能だろうと思ひますが、その点、どういふふうな考えでおりますか。

○政府委員(安田善一郎君) 第一は、自作農資金のワク及び手続であります。需要に對して供給が三分の一くらいだといふお話であります。地方によつて違ひますが、大体そんなやうであります。私どもは、二十九年以降、現在の農地事情を續けております。限りにおいて、自作農資金全体は二百億要る。幸い、米年度は少額ながら増額いたしまして、年々最近では五割ずつ増まして、七十五億になるわけでありませう。本年度は五十億でありましたが、米年度は七十五億。そのうちの五億だけは特別ワクを作りまして自然の流れにまかせないつもりであります。營農振興計画で先ほど申し上げました一億七千万のうちの、なるほどこれは少くともこのぐらひは借りかへすと思ひます。政府資金に準ずる低利長期の資金に切りかえた方がいいと思ひます。対象開拓農家には、開拓者資金でもやつておる経験もございまして、營農指導員と県庁、事務局のルートを通じてまして政府直接貸付、極端なことを言いますと、割当ではございませぬが、割当でございませぬといふつもりでございませう。

○鈴木一君 個人的な借金というものは、大体どの程度あるのですか。

○政府委員(安田善一郎君) 御報告いたしたて農林省でまとめておりますものは、約二十五億であります。しかしそれは全部不良のものではございませぬ。なお、申し添へますと、北海道庁で知事さんが北海道において同種のこ

とを私どもの方へお打ち合せ下すつて、自力——自力と申しますか、道自身で開拓者の農家も含めて高利貸の借りがえ措置を条例を使ってやられたことがあります。実際はうまく動いていないようでございます。いろいろの事情がありましようが、開拓者に対しては、もう少し、事態がはっきりしますまではたたいま申しましたような方法がよいのじゃないかと思つておるわけがあります。

○鈴木一君 重ねて申し上げますけれども、何かやっぱり特殊なワタをきちんと定めて、そうしてまた、農民の方の借金の内容も十分検討して、そうして三年なら三年の間に全部これを解消するんだというような計画を立ててやらなければ、これは私永久に消えないものだと思ふですね。そうして、それが、先ほど申し上げたように、直接間接営業そのものに対する、また、開拓農家の精神的ななんに對しても私大きな重圧になるだろうと思ふのです。ですから、今のような措置だけでは、とても軌道に乗らない。その証拠には、五億のワタを設けても全然上がつてこなかったという実績から見てもそういうことが立証できると思ふのであります。この借金については、もう一ふんばりはつきりした計画を立てて、二年なら二年、三年なら三年の間に全部解消するんだということをこの新しい新営農類型と並行して実施してもらいたいと思ひます。

○政府委員(安田善一郎君) 私どもが三十二年度から五億ずつ取っておるのは、五年間で五五、二十五億であります。具体的はどこでどういふふうにやろうかという問題も、さっきの問題も

ありますが、大体この二十五億を振興計画の中で明らかにして整理して全面的にやろうと思つておるのは、そういう趣旨でございます。

○理事(藤野繁雄君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○理事(藤野繁雄君) 速記始めて。

本日の審議は、この程度にいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後四時十一分散会

三月六日本委員会に左の案件を付託された。

一、開拓融資保証法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は一月二十九日)

一、開拓者資金融通法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月十七日)

昭和三十三年三月十二日印刷

昭和三十三年三月十三日発行

参議院事務局

印刷者 大藏省印刷局